

## 特 記 事 項

工 事 番 号	第 40 号																					
工 事 名	馬見南3丁目ほか地内管路修繕改築(管更生)工事																					
担 当 課	上下水道課																					
担 当 者	中山 涉																					
見 積 書 (見積根拠資料) 内訳	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">管路補助</td> <td style="width: 40%;">マンホール工</td> <td style="width: 30%;">一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管きよ更生工</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設工</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>管路単独</td> <td>マンホール工</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管きよ更生工</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人孔補修工</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設工</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>直接工事費計 諸経費 見積額 (税抜)</p>	管路補助	マンホール工	一式		管きよ更生工	一式		仮設工	一式	管路単独	マンホール工	一式		管きよ更生工	一式		人孔補修工	一式		仮設工	一式
管路補助	マンホール工	一式																				
	管きよ更生工	一式																				
	仮設工	一式																				
管路単独	マンホール工	一式																				
	管きよ更生工	一式																				
	人孔補修工	一式																				
	仮設工	一式																				

・質疑応答について

### 質 疑 令和 5年 10月 23日 (月) 正午まで

- 質疑書の様式は任意様式としますが、質疑書の宛先は、「広陵町長 山村 吉由」とし、業務名を明記すること。
- 質疑書は上記の日時の間に電子メールにて送付すること。なお質疑書の保存形式は Word・Excel・PDF のいずれかとし、質疑がない場合についても、質疑がない旨を記載した電子メールを送信すること。またメール送信後に送信の旨を上記担当者に電話連絡すること。  
エヌオーアイデーオーユー ティーオーダブリューエヌ エヌエーアルイー ケーオーアルワイオー エルジー ジェヒー
- 送信先：s u i d o u @ t o w n . n a r a - k o r y o . l g . j p  
(広陵町役場 都市整備部 上下水道課)  
件名：「馬見南3丁目ほか地内管路修繕改築(管更生)工事に係る質疑書の提出について」  
電話連絡先：0745-55-2234
- 質疑書提出の際は返送先(担当者名等)を明記すること。

### 回 答 令和 5年 10月 30日 (月) 午後5時まで

- 質疑書の回答については、電子メールで行い、質疑回答書の形式はPDF とする。  
なお、メール送信時に開封確認要求を添付するので、必ず開封確認を行うこと。
- 質疑書の原本(会社印入り)は、開札期日までに広陵町役場都市整備部上下水道課に提出すること。  
(提出方法は持参・郵送共に可とする。)

<一般事項>

- (1) 建設業法第22条第1項の規定に基づき、一括して他人に請け負わせてはならない。
- (2) 完成期限は必ず守る事。
- (3) 仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、または工事の性質上当然必要と思われるものについては、原則として工事請負者（以下「請負者」という。）の責任において完備しなければならない。
- (4) 工事中の危険防止対策を十分行い、また、労働者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。
- (5) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等は、町と十分協議し、他の工事への支障が生じないように計画し、実施すること。
- (6) 他の設備、既存物件、公道舗装等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧すること。
- (7) 騒音・振動については、十分配慮すること。
- (8) 工事の施工上必要とする、関係諸官公署及び他企業への諸手続きについては受注者で行うものとする。なお、申請等に必要となる費用は受注者の負担とする。

(主な手続き事項)

道路占用許可、道路使用許可、近接協議（地下埋企業者）、消防、ゴミ処理施設、文化財、その他工事に関連する諸手続

<配置技術者>

- (1) 主任技術者（監理技術者）は、建設業法の規定に基づく一級土木施工管理技士もしくは二級土木施工管理技士の資格を有する者に限る。

<施工上の注意点>

- (1) 施工実施にあたっては、上記以外にも事前調査（施工、環境、用地、電線等の確認）を十分に行うこと。
- (2) 施工に先立ち、地元区及び沿道住民への周知を確実に行うこと。
- (3) 安全のため、関係者以外を工事現場に立ち入らせないように留意すること。
- (4) 工事写真撮影、出来形管理、品質管理については、「下水道土木工事必携（案）」による。また、広陵町が定める「広陵町下水道工事 段階確認箇所一覧」に基づき監督員の確認を実施すること。(9) 掘削部等の舗装復旧（仮復旧を含む）について、日々行うものとする。やむを得ない場合は、請負者の責をもって公安、地域住民（自治会等を含む）、道路管理者等関係者へその旨を連絡する。
- (5) 工事写真撮影、出来形管理、品質管理については、「下水道土木工事必携（案）」による。
- (6) 工事に際して必要に応じ道路交通法令等を遵守すること。
- (7) 長期間歩道上の占用が必要となる場合は安全対策（明示等）を確実に行うこと。
- (8) 契約期間における令和5年12月25日から令和6年1月10日の期間については道路規制不可となるため留意すること。
- (9) 工事に際して、事前に工事書類等の提出及び監督員の承認を得てから現場に着手すること。

(再生材の使用)

- 1.本工事の施工において使用する再生材（再生粒度調整砕石）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から20kmの範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再生資源化施設で製造された再生材を使用すること。ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督協議員と協議すること。
- 2.上記1.に記載しない再生材の使用にあっても、奈良県産品の使用をより一層務めること。
- 3.再生材の使用にあたっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査(または確認)を受けること。

(建設副産物の搬出)

- 1.本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所(施設)については、下記のとおりとする。ただし、請負者の責によるものでないやむを得ない理由により、下記によりがたい場合は監督職員と協議するものとし、受入場所(施設)及び設計の変更対象とする。請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の(1)～(5)である。
  - (1) 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合
  - (2) 受入場所(施設)までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合
  - (3) 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合
  - (4) 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合
  - (5) 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合なお、請負者の都合による受入場所(施設)の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県が許可した県内の産業廃棄物処理業者、奈良県土木部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限って認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

建設副産物	受入場所	片道運搬距離	受入期間及び受入時間	その他受入条件
建設発生土	御所市条 332 (有)グリーンパーク	14.1km	7:00～16:00 日曜・祝日不可	有害物質含有 不可
アスファルト殻	橿原市曲川町 6丁目1番1号 村本道路(株)	5.6km	8:00～17:00 日曜・祝日不可	有害物質含有 不可
コンクリート殻	磯城群川西町大 字下永 960番1 (株) 梶本建材	9.1km	8:00～17:00 日曜・祝日不可	有害物質含有 不可

請負契約の際には、建設工事請負契約書における「7 解体工事に要する費用等（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、本特記仕様書の受入場所(施設)を記載すること。

- 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員にその写しを提出すること。あわせて、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、検査時及び監督職員等より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

(管渠更生工)

- 別紙 管更生一般仕様書（自立管）に準ずるものとする。

(CORINS 登録について)

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の 認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関である (財) 日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない (ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)

また、上記機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。